（裏　面）

注意

1　この届けは、請求をした日からその年の10月31日までの間に出してください。この期間中に提出がない場合には、手当の支払が差し止められることがあります。

2　①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。

3　⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

4　⑧の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

⑴　請求者については、㋑に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

5　⑨の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

6　⑩の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

7　⑪の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

8　⑬の欄は、寡婦控除、寡婦控除特別加算若しくは寡夫控除（以下「寡婦控除等」という。）又は勤労学生控除を受けた場合は、その額（寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額）を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。

9　この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

⑴　請求者（母又は父を除く。）又はその扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍の謄本又は抄本等）

⑵　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

10　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。